

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月10日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第27号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
(職員の分担事務) 第8条 職員の分担事務は、本庁にあっては局長又は課長が、出先機関にあっては出先機関の長が定める。	(職員の分担事務) 第8条 職員の分担事務は、本庁にあっては局長又は課長が、出先機関にあっては出先機関の長（静岡県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、静岡県富士山世界遺産センター及びふじのくに茶の都ミュージアムにあっては副館長、静岡県立工科短期大学校にあっては副校長（静岡県立工科短期大学校沼津キャンパスの事務を担任する副校長を除く。））が定める。																		
(出先機関の長) 第69条 (略) 2 所長は、上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督するとともに、庁舎施設を管理する。	(出先機関の長) 第69条 (略) 2 所長（県立美術館、地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター、工科短期大学校及び茶の都ミュージアムの長を除く。）は、上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督するとともに、庁舎施設を管理する。																		
(出先機関の副所長等) 第71条 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。	(出先機関の副所長等) 第71条 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。																		
<table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>機関等</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>副館長</td><td>(略)</td><td>所掌事務を整理し、館長を補佐する。</td></tr></tbody></table>	職	機関等	職務	(略)			副館長	(略)	所掌事務を整理し、館長を補佐する。	<table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>機関等</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>副館長</td><td>(略)</td><td>所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督するとともに、庁舎施設を</td></tr></tbody></table>	職	機関等	職務	(略)			副館長	(略)	所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督するとともに、庁舎施設を
職	機関等	職務																	
(略)																			
副館長	(略)	所掌事務を整理し、館長を補佐する。																	
職	機関等	職務																	
(略)																			
副館長	(略)	所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督するとともに、庁舎施設を																	

(略)			管理する。
副校長	消防学校 <u>及</u> 看護専門学校及 <u>び</u> 工科短期大 <u>学</u> 校	(略)	
(略)			
副校長	消防学校 <u>及び</u> 看護専門学校 工科短期大學校	(略)	<u>所掌事務を統括し、所屬職員を指揮監督するとともに、</u> <u>府舎施設を管理する。ただし、工科短期大学校沼津キャンパスの事務を担任する副校長にあっては、</u> <u>所掌事務を整理し、副校長（工科短期大学校沼津キャンパスの事務を担任する副校長を除く。）を補佐する。</u>
学芸部長	(略)	所掌事務を整理し、館長を補佐する。	(略)
(略)			
学芸部長	(略)	所掌事務を整理し、副館長を補佐する。	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。